

令和7年度 石川県環境審議会 第2回持続可能な社会形成部会

日 時：令和7年11月17日 13:30～

場 所：石川県庁行政庁舎11階1109会議室

1 開 会

2 議 事

石川県環境総合計画の改定について

- (1) 前回部会（R7.8.21）での主なご意見等と改定の方向性
- (2) 石川県環境総合計画改定の骨子（案）

＜配布資料＞

- 資料 1 石川県環境審議会持続可能な社会形成部会委員名簿
- 資料 2 前回部会を踏まえた課題と方向性
- 資料 3 石川県環境総合計画改定の骨子（案）－ 地球環境の保全
- 資料 4 石川県環境総合計画改定の骨子（案）－ 循環型社会の形成
- 参考 1 ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）
- 参考 2 石川県環境審議会運営要領
- 参考 3 県民意識調査・事業者向けアンケート結果



－石川県環境審議会 持続可能な社会形成部会 委員名簿－

石川県環境審議会 持続可能な社会形成部会 委員名簿

資料 1

委員 16名

氏名	役職名
青海 万里子	金沢エコライフらぶ 代表
浮田 美穂	弁護士
尾島 恭子	金沢大学 副学長・教授
汲田 幹夫○	金沢大学理工研究域フロンティア工学系 教授
河内 久美子	金沢学院短期大学 名誉教授
小林 健一	日本放送協会金沢放送局 コンテンツセンター長
清水 俊郎	(株)中日新聞社北陸本社 編集局長
新 広昭◎	金沢星稜大学 副学長・教授
能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会 会長
野口 強	(株)北國新聞社 論説委員
橋本 昌子	金沢商工会議所女性会 会長
服部 紀子	日本労働組合総連合会石川県連合会 執行委員

氏名	役職名
早川 芳子	会議通訳者
番匠 未樹	石川県青年団協議会 常任理事
前 哲雄	石川県町長会 会長
村山 卓	石川県市長会 会長

専門委員 5名

氏名	役職名
荒木 重則	(一社)石川県纖維協会 理事
小中出 佳津良	(一社)石川県建設業協会 副会長
高山 盛司	(一社)石川県産業資源循環協会 会長
永野 紳一郎	金沢工業大学建築学部 教授
中村 俊介	(一社)石川県鉄工機電協会 新分野・環境委員長

※敬称略、◎は部会長、○は部会長職務代理

ー前回部会を踏まえた課題と方向性ー

前回部会での主なご意見

(県民・事業者への啓発等)

- ・排出量の削減に向けて、網羅的ではなく、石川モデルのような重点的な施策が必要
- ・世帯や企業規模でターゲットを絞った県民運動を仕掛ける必要がある
- ・学校と連携・協力した啓発の教育が必要
- ・家庭版環境ISOの取組の成果を目に見える形で報告してほしい
- ・小学生によるZEB見学体験を希望していたところ、実現した
- ・コロナ禍においては、在宅勤務の推進による通勤減少に伴う排出減の可能性がある
- ・家庭における省エネの導入には意欲を持った方々の経済的負担を軽減する施策、県民の意見のくみ上げが必要
- ・太陽光はモデルや補助金などによる啓蒙で導入が進むのではないか。水力や雪、地熱の家庭利用も可能性あり
- ・太陽光発電には多様な設置形態があるため、積雪県である石川県がパイオニアリングケースを示す計画を期待
- ・太陽光発電の出力抑制や変換ロスの課題を踏まえ、面的・ネットワーク的な視点で、蓄電所や直流供給の活用を含めた電力供給方法の検討が必要

■8/21持続可能部会
■9/1 再エネ部会

前回部会での主なご意見

■8/21持続可能部会
■9/1再エネ部会

(産業・地域振興)

- ・産業部門の危機意識を高めるにはカーボンプライシングがポイントになる
- ・今後は取引先企業等からの圧力で、温室効果ガス排出削減への貢献度が企業の評価につながる
- ・石川県の大半を占める中小企業の取組は数の観点でも重要であり、働きかけや学習の機会を増やす必要がある
- ・中小企業の脱炭素化に係る費用は賃上げにも関わるため、補助金があるとよい
- ・地域特性を活かした再エネの導入、地域活性化、産業振興という方針は良い
- ・地中熱や雪冷却など自然エネルギーを活用し、本県の農業や食品産業をカーボンニュートラル化する可能性
- ・伝統工芸の脱炭素化など、脱炭素化と地域の魅力を結びつけるという観点での議論が必要
- ・水に弱いペロブスカイト太陽電池をビルの内窓で使うことで、強みに生かすことができるといった、本県ならではの再エネの取組の全国への発信に期待
- ・アルミから水素を作る技術の導入が全国の温泉旅館で進められており北陸全体での導入の検討も考えられる

前回部会での主なご意見

(防災・復興)

- ・住宅の再建時に省エネ化や県産木材使用促進のため、能登に特化した支援をしてはどうか
- ・新築の単価が上がっており、早期の住宅再建のためには行政の支援が必要
- ・「防災面での再生可能エネルギーの活用」は時宜を得た非常に重要な視点
- ・優先順位をつけて防災拠点における再生可能エネルギーの活用を検討することが必要
- ・小規模分散型水循環システムの実証事業は能登地方に限らず加賀の山間部にも展開可能。災害時だけではなく限界集落の今後にも活用可能な画期的な試みのため、国の実証事業の成果を注視する必要
- ・能登の復興では、地域資源を活かした持続可能なエネルギー供給と観光価値の向上を期待

■8/21持続可能部会
■9/1 再エネ部会

前回部会での主なご意見

(地域との共生)

- ・太陽光発電設備を推進する以上は、その廃棄を見据えた施策が必要
- ・再エネの導入には多様な方々に理解を得る必要があるため、再エネに親しみを感じてもらえる啓蒙が重要
- ・県民が身近に感じられる計画にするために、エネルギーを身近で供給する仕組みの構築について本県が先鞭をつけるようなアイディアを期待
- ・五島列島の洋上浮体風力発電は観光資源や良質な漁場として地域に裨益しており、能登でも風文化と結びつけた展開を期待
- ・もう少し地域住民とよく相談して、風力発電などがもっと建てられるようになることを期待

■8/21持続可能部会
■9/1 再エネ部会

(公共施設の対策)

- ・公共施設のL E D化推進は、そのコストと効果について周知する必要がある

(気候変動の影響への適応)

- ・気候変動について、県民に切迫感が伝わっていないので、マスコミでもクーリングシェルターなどの具体策を取り上げていきたい

1 国の新たな削減目標を踏まえた県目標の設定

国は従来の2030年の削減目標に加え、新たに2035年、2040年の目標を設定

2 全体ではカーボンニュートラルに向けて着実に進展。加速に向け県民への普及啓発を強化

「いしかわ版環境ISO」など県民全体の取組や、行政による率先行動の推進

3 物価高騰や防災意識の高まりを踏まえ、脱炭素化を通じて豊かな暮らしに貢献

特に、被災地で住宅再建が加速しており、生活再建の支援や安全安心の確保の観点から重要な課題

4 県内産業の持続的発展に向け、県内企業の取組を後押し

産業界においては、国の脱炭素を巡る諸制度が今後急激に変化していく見込み。中小企業は取組に遅れ

5 令和6年能登半島地震や奥能登豪雨を踏まえた防災力の向上

基幹インフラの自立電源化など。国は能登半島地震を踏まえ半島災害の防災力強化の方針（R7.4半島振興法改正）

6 再生可能エネルギーと地域・住民との共生

能登の風力発電の約半数が稼働停止中。国は再エネの規制対策に向け法整備を検討中

7 近年激甚・常態化する猛暑など、気候変動への適応

－ 石川県環境総合計画改定の骨子（案）－ 地球環境の保全

計画の柱立て

脱炭素を通じて県民生活の向上や経済活動の活性化を図る観点から、
再生可能エネルギー推進計画を環境総合計画に統合して一体的に改定

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進（変更）

→ 現計画：地球温暖化の防止

①県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

②地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進（新設）

I 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

II 災害レジリエンス強化や産業の持続的発展、地域の活性化などの政策課題の解決

→ 現計画：地域の活性化や産業振興などの政策課題の解決

III 石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和

③緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

④県庁における温室効果ガス排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

2. 気候変動の影響への適応

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■現 状（地球温暖化対策及びエネルギー政策の動向）

—国際社会の動向—

○パリ協定の採択（2015年12月 COP21）

- ・世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2°Cより十分下回るものに抑制するとともに、1.5°Cに抑える努力を追求



○IPCC報告書（2018年10月）

- ・1.5°C上昇で止めるには、2050年前後に世界全体のCO₂排出量を正味ゼロにする必要

○ロシアのウクライナ侵略によるエネルギー需給ひっ迫（2022年2月～）

- ・侵略を契機に、エネルギーの安定供給やエネルギーコストの面で、世界各国に大きな影響
天然ガス・原油・石炭など世界全体の生産量の中でロシアが占める割合が大きく、
経済制裁により需給ひっ迫や市場価格が高騰

○パリ協定の進捗評価報告（2023年12月 COP28）

- ・1.5°C上昇維持には、緊急な行動が必要。世界全体のCO₂排出量を2030年までに43%、
2035年までに60%削減必要

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■現 状（地球温暖化対策及びエネルギー政策の動向）

—日本の動向—

- 2050年カーボンニュートラルを宣言**（2020年10月）
- 地球温暖化対策推進法の改正**（2021年6月）
 - ・「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付け
- 再エネ特措法の改正施行**（2024年4月）
 - ・地域と再エネの共生に向け、森林法や盛土規制法等の許認可取得や周辺地域への事前周知をFIT認定要件化するなど、事業規律を強化
- 地球温暖化対策計画の改定**（2025年2月）
 - ・従来の2030年度の温室効果ガス削減目標▲46%（2013年度比）に加え、2035年度▲60%、2040年度▲73%を新たに設定
 - ・エネルギー基本計画及びGX2040ビジョンと一体的に、次の対策、施策を実施
再エネ、原子力などの脱炭素効果の高い電源を最大限活用、地方創生に資する地域脱炭素の加速、成長志向型カーボンプライシングの実現・実行、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行等
- エネルギー基本計画の改定**（2025年2月）
 - ・我が国を取り巻くエネルギー情勢の変化を踏まえ、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、地域の共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促進。特定の電源等に過度に依存しないようバランスの取れた電源構成を目指す。

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■現 状（地球温暖化対策及びエネルギー政策の動向）

—日本の動向—

○住宅の省エネ基準の厳格化

- ・より高い省エネ性能住宅への誘導のため、令和7年4月1日以降着工する住宅に、断熱性能等級「4」への適合を義務付け（令和4年6月 建築物省エネ法改正）
- ・国は、2027年度からZEHの定義見直しを予定
断熱性能等級「6」以上、省エネによる1次エネルギー消費量削減率35%以上、蓄電池や高度エネマネシステム導入を検討（令和7年5月 経済産業省 第48回省エネルギー小委員会資料より）

○国のEV等の導入目標、燃費基準厳格化

- ・グリーン成長戦略を策定（2021年6月） 2035年までに新車販売で電動車100%
- ・乗用車の2030年度燃費基準を策定（2022年4月） 2016年度実績比燃費改善率32.4%

○使用済み太陽光パネルのリサイクル義務化法案の見直し（2025年8月）

- ・使用済み太陽光パネルを素材ごとに分解処理し再資源化するための費用負担制度案の見直し表明

○釧路地域などの太陽光トラブルを受けた国の連絡会議開催（2025年9月）

- ・太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議を開催し、対応を検討

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■現 状

—石川県の状況—

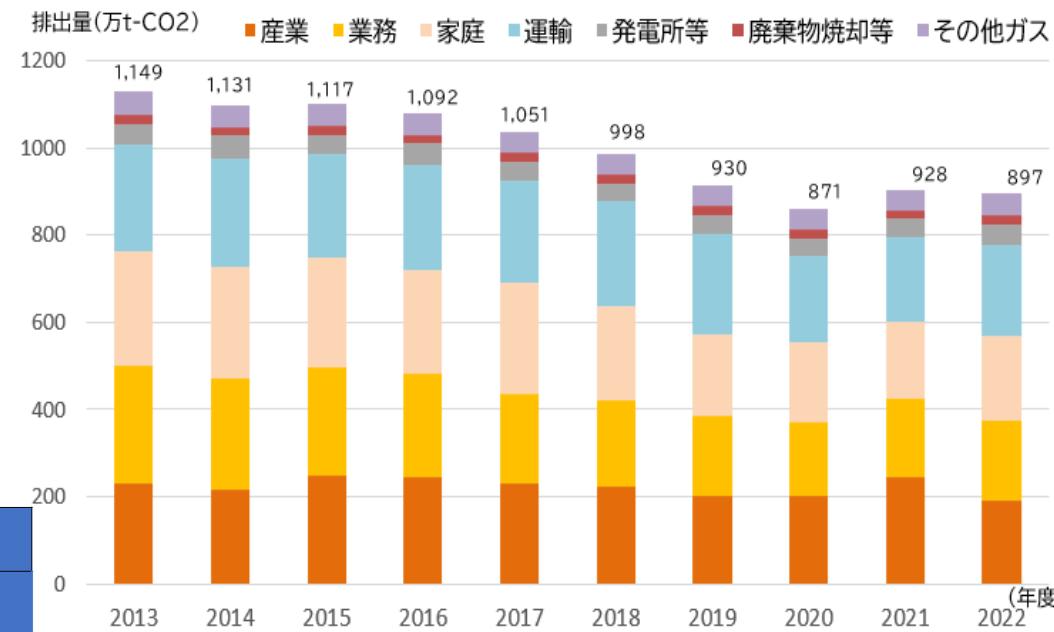
○温室効果ガスの排出状況

- ・2022年度は▲22%で全国の削減率(▲19%)を上回る
- ・エネルギー消費量ベースでは▲14%
(家庭部門、産業部門の削減率が低い)

温室効果ガスの排出量 (部門別)

部 門	県 (単位:万t-CO2)			(参考) エネルギー 消費量 (▲5%)
	2013 年度 (H25)	2022 年度 (R4)	R4/H25	
二酸化炭素	家庭	273	197	▲28%
	業務	270	180	▲33%
	産業	229	192	▲16%
	運輸	247	208	▲16%
	発電所等	46	45	▲2%
	廃棄物焼却等	24	22	▲7%
	その他ガス ※	59	52	▲11%
合 計		1,149	897	▲22%

(参考) エネルギー 消費量 (▲25%)	国 (単位:百万t-CO2)		
	2013 年度 (H25)	2022 年度 (R4)	R4/H25
(▲8%)	209	158	▲25%
	235	179	▲24%
	463	352	▲24%
	224	192	▲15%
	106	85	▲20%
	82	73	▲12%
	90	99	+10%
		1,407	1,135
		▲19%	



温室効果ガス排出量の推移

※その他ガス：メタン、一酸化二窒素、フロン類

(注) 合計値は、端数処理の関係で、各項目の和と一致しない場合がある。

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

—石川県の状況—

○部門別の温室効果ガス排出割合

- ・本県は全国に比べ家庭や運輸、業務部門の排出割合が高い
- ・その理由として、世帯当たりのエネルギー消費量や自動車普及台数が全国に比べ多いことや、産業規模の違いなどが考えられる

→世帯当たり年間エネルギー消費量

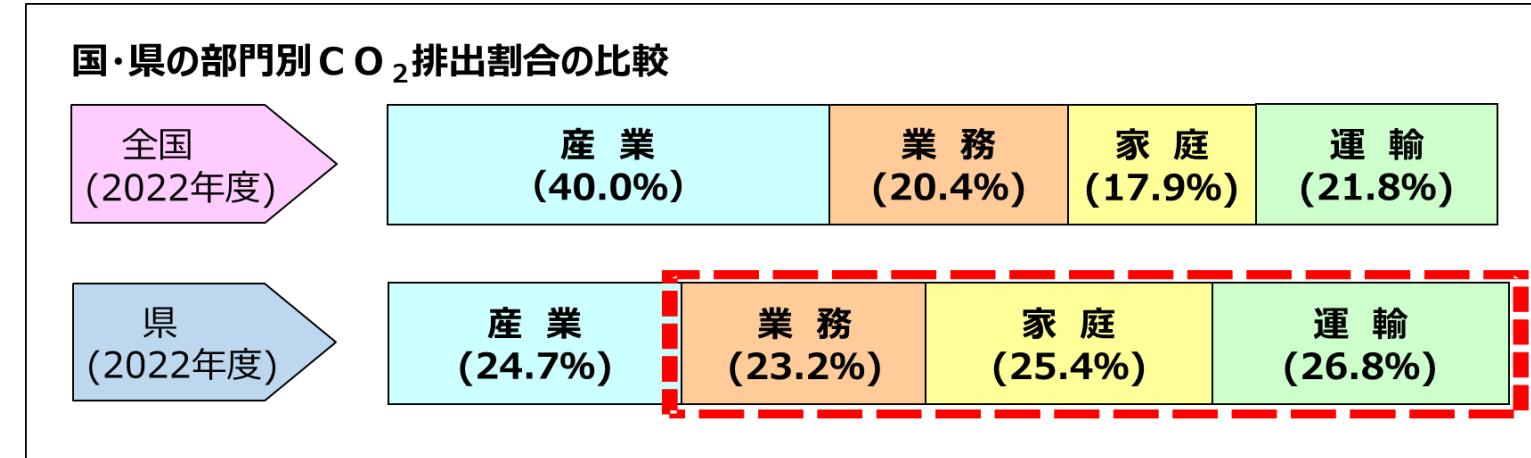
北陸 : 35.3GJ (全国 : 27.8GJ)

→世帯当たり自家用車普及台数

石川県 : 1.5台 (全国 : 1.0台)

○再生可能エネルギーの導入状況

- ・2023年度の再エネ発電電力量は2019年度比で2.1億kWh増加
- ・R6年能登半島地震や奥能登豪雨の影響により、能登の風力発電設備の状況が不透明化



発電電力量	＼現状値／		＼目標値／	
	2019(R元)	2023(R5)	増加量	2030(R12)
合計	24.8億kWh	26.9億kWh	+2.1億kWh	46億kWh程度
太陽光	6.2億kWh	8.3億kWh	+2.1億kWh	11億kWh程度
風力	2.3億kWh	2.3億kWh	-	11億kWh程度
水力	14.9億kWh	15.2億kWh	+0.3億kWh	15億kWh程度
バイオマス	1.5億kWh	1.1億kWh	▲0.4億kWh	9億kWh程度

計画における目標値の設定

1 温室効果ガスの削減目標

現行計画の削減目標

温室効果ガス排出量
2030年度 ▲50%
(2013年度比)

国の部門別削減率を元に設定



骨子（案）

国が示した部門別の削減率と県の排出状況を勘案し数値を設定
（今後精査）

国が示した部門別の削減率と県の排出状況を勘案し数値を設定
（今後精査）

<国の削減目標>

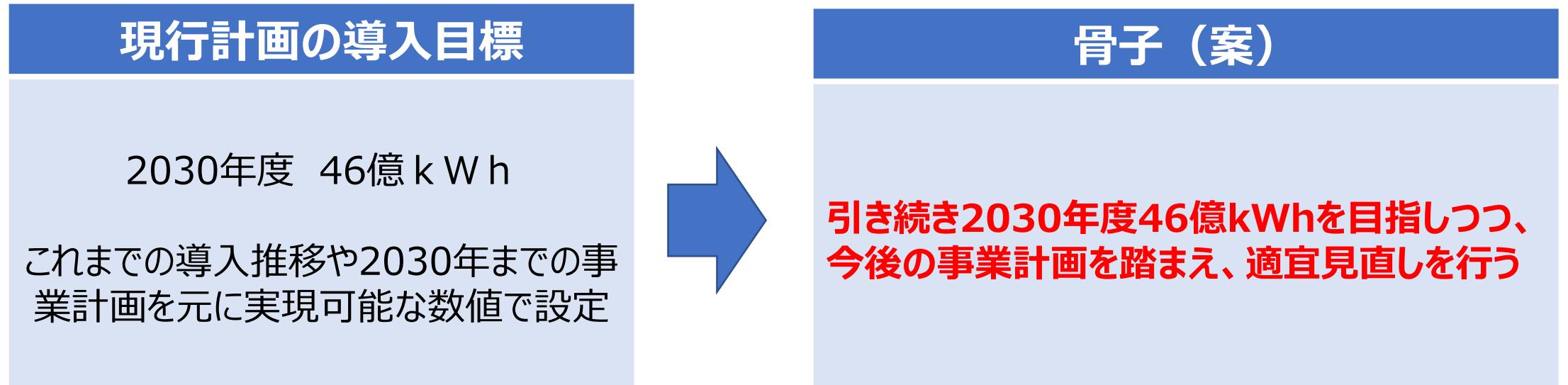
2030年度 ▲46%
2035年度 ▲60% (新設)
2040年度 ▲73% (新設)
2050年度 ▲100%
(いずれも2013年度比)

<国の目標設定の考え方>

- ・ 2030年度目標 (▲46%) と2050年を結ぶ直線的な経路を弛まず着実に歩んでいくとして、
2035年度▲60%、2040年度▲73%の削減目標を新たに設定
- ・ 併せて2040年度の最終エネルギー消費量等を基に部門別の削減率を算出

計画における目標値の設定

2 再生可能エネルギーの導入目標



2030年度 目標値				
合計	太陽光	風力	水力	バッテリ
46.5	10.7	11.8	15.1	8.9

<石川県の現状>

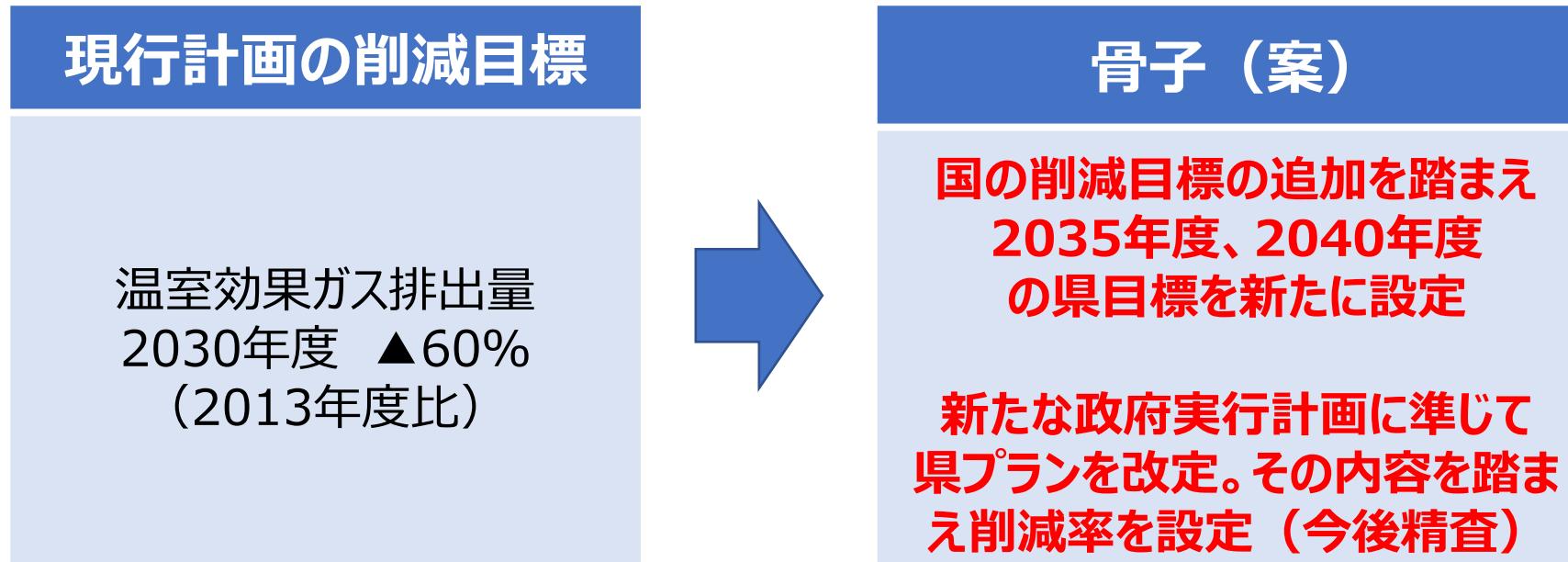
- ・現状では2030年以降の事業計画が示されていない
- ・能登の風力発電は現在35基が稼働停止中。
今後予定されている事業計画（174基）の状況を注視

<国の動き>

第7次エネルギー基本計画において、2040年度エネルギー需給見通しを作成
→ 電源構成に占める再生エネの割合 4～5割程度

計画における目標値の設定

3 県庁グリーン化率先行動プランの目標



<国の目標設定の考え方>

- ・ 2030年度目標 (▲50%) の直線的な経路として、
2035年度▲65%、2040年度▲79%の削減目標を新たに設定

<国の削減目標>

2030年度 ▲50%

2035年度 ▲65%(新設)

2040年度 ▲79%(新設)

2050年度 ▲100%

(いずれも2013年度比)

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

①県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

■取組の方向性

○いしかわの地域特性に適したZEH住宅等の普及促進

- ・ゼロエネ住宅アドバイザーの育成や、いしかわエコハウスの活用等を通じて、住宅の省エネ化やZEHの普及を促進
- ・家庭や事業所における太陽光発電設備や、非常時の電源確保に資する蓄電池やV2Hの導入促進を検討
- ・太陽光導入によるエネルギーコストの削減や防災面のメリット等の周知
- ・冬季の降雪や日照時間が少ない気候風土、住宅のエネルギー消費量が多いなどの本県の特徴を踏まえた対策の推進

○脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成

- ・幅広い県民の行動変容や機運醸成に向け、県民の行動による脱炭素効果の視覚化（見える化）の仕組みを検討
- ・県や市町の支援情報の一元化やSNS等の活用など情報発信を強化

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

○家庭における温暖化対策の具体的行動の促進

- ・家庭版環境ISOについて、脱炭素行動の効果を簡易に測定する仕組みやインセンティブ付与など、より多くの県民に継続的に取り組んでいただける内容への見直しを検討

○学校等を通じた環境保全活動の推進

- ・いしかわ環境情報サイトの活用による環境教育等の推進を検討

○環境配慮型の自動車の普及

- ・EV（電気自動車）、PHV（プラグインハイブリッド車）、FCV（燃料電池自動車）の普及や家庭における充電環境の整備を支援
- ・民間活力を活かした水素ステーションの普及に向け技術実証を促進
- ・EVバスについて冬季の走行距離など今後の性能向上を踏まえ公共交通機関への導入を促進
- ・地域の活性化や交流人口拡大に資する次世代モビリティ等の活用を検討

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

○産業部門の温室効果ガス排出量の削減

- ・県内事業者の脱炭素化の機運醸成等を図るため、自社の温室効果ガス排出量を簡易に把握する簡易診断ツール等の導入を検討
- ・脱炭素総合サポート窓口の機能を強化し、脱炭素に資する多様な商品・サービスを提供する関係機関・民間事業者とのマッチング支援などを検討
- ・脱炭素化に主体的に取り組む事業者に対する省エネや再エネ設備等の導入支援を検討
- ・低コストでメタン排出を抑制する乾田直播技術の確立・普及

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

②地域と共生した石川型の再生可能エネルギーの導入促進

■取組の方向性

I 地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入

○太陽光

- ・多様な用途が見込まれるペロブスカイト太陽電池の普及を見据えた対策の推進
(例えば、積雪県に適した導入手法の実証、施工事業者や県民向けのセミナーや啓発等)

○風力

- ・陸上風力発電について、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨の影響を注視しつつ、地域と共生した導入を推進
- ・洋上風力発電について、漁業者など利害関係者との合意形成の状況を踏まえつつ、資材価格の高騰など洋上風力発電事業を取り巻く事業環境にも留意し、地域の円滑な案件形成等を支援

○その他

- ・温泉熱の活用に向け、和倉温泉の温泉熱可能性調査の結果等を踏まえ、旅館のエネルギーコストの削減やサステナブルな温泉地づくりを支援
- ・豊富な地下水の活用により、オフィスビル等の省エネ化を推進
- ・再エネ導入拡大に向けた住宅や事業所、電力系統向け蓄電池等に関する制度動向、技術革新等の情報収集・発信

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

Ⅱ 災害レジリエンス強化や産業の持続的発展、地域の活性化などの政策課題の解決

○災害レジリエンスの強化

- ・持続可能なコミュニティの形成やエネルギー地産地消による公共インフラからの自立など中長期的な課題の解決に向け、国の実証結果等を踏まえ、オフグリッド集落の理解促進等に取り組む
- ・カーボンニュートラル空港の実現に向け、のと里山空港防災拠点事業強化事業の調査結果を踏まえ「のと里山空港脱炭素化推進計画」を着実に推進
- ・能登道の駅グリーンステーション事業により、道の駅への自立型発電や蓄電・充電設備の導入を促進し、グリーンドライブの推進や、災害時における避難・情報発信機能を強化
- ・避難施設の防災化について、国の方針（2035までに全国の避難施設4,000箇所を防災化）との整合性を図りつつ、段階的に整備を促進

○特色ある県内産業や地域資源の魅力向上

- ・再生可能エネルギーの多面的な活用を通じ産業や地域の活性化を促進するため、先進的な取組等の情報収集、県内での啓発・普及を促進
- ・中山間地域等の豊富な小水力資源を活用し、営農や防災など地域活性化への貢献を検討
- ・高等教育機関等と連携し、ペロブスカイト太陽電池など再生可能エネルギー関連製品の研究開発を支援

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

Ⅲ 石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和

- ・再生可能エネルギーの導入は地域との共生、環境への配慮が大前提であり、国における太陽光発電などの規律強化等の状況を注視しつつ、地域の理解の促進や環境保全の適正な配慮を確保する方策を検討する（今後精査）
- ・能登地域に設置されている風力発電設備について、国と連携し、事業者による安全管理の徹底と住民の不安解消等を図る
- ・稼働を終えた風力発電設備が放置されることがないよう、適切な廃棄に向け、国で検討が進められている風力発電の廃棄費用積立制度の内容を注視しつつ、引き続き実効性ある対応を求めていく
- ・今後見込まれる太陽光パネルの大量廃棄について、国における太陽光発電設備のリサイクル制度の検討状況を注視しつつ適切に対応

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

③緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

■取組の方向性

○多様で健全な森林の整備・保全

- ・森林経営計画や森林経営管理制度を活用した森林整備・保全の促進
- ・ボランティアなど多様な主体による森づくり活動等を支援するとともに、イベントや普及啓発を通じた県民の理解の醸成

○低コストで安定的な県産材供給体制の整備

- ・ドローンによる資源量調査など、スマート林業の推進による林業収益力の向上

○県産材の利用促進

- ・人工乾燥機の導入等を支援し、品質が確かな製材品等を安定的に生産・供給する体制を強化

○環境保全型農業の推進

- ・堆肥の使用や緑肥の作付等により、土づくりを推進

○市街地における緑化の推進

- ・県民のニーズに対応した都市公園の整備、適切な街路樹の維持管理

○森林吸収量のクレジット化の推進

- ・県有林でのJクレジットの発行・販売と、民有林での取組推進のための普及啓発

2. 気候変動の影響への適応

■取組の方向性

○気候変動の影響に対する適応策の推進

- ・農作物について、県立大学等との連携により、気温上昇による収量・品質の低下を防止するための新品種・新技術の開発・普及
- ・高温の影響を受けにくい「ひやくまん穀」の生産拡大
- ・安定生産支援システムを活用した能登とり貝の安定出荷、海洋環境の変化に対応した藻場造成の推進
- ・自然災害について、水害を未然に防ぐため、堤防整備や河川の拡幅などの抜本的な対策を行うとともに、即効性のある河川の堆積土砂の除去等を実施
- ・熱中症の予防策や注意点について、関係機関と情報交換するとともに、県民に対する周知を徹底
- ・指定暑熱避難施設（以下、クーリングシェルター）の認知度向上や利用拡大を促進
- ・民間施設のクーリングシェルターの増加に向けた支援を検討

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

④県庁における温室効果ガス排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

■取組の方向性

■国に準じて改定 ■県独自に追加

政府実行計画（下線部が追加・変更箇所）	改定案（県庁グリーン化率先行動プラン）
<p>○太陽光発電の最大限の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府が保有する建築物及び土地について、2030年度には設置可能な建築物（敷地を含む）の約50%以上に太陽光発電設備が設置され、<u>2040年度には100%設置されることを目指す。その際、PPAモデルの活用も検討</u> 	<p>○県有施設の省エネ化等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2030年度までに、設置可能な県有施設の50%以上に太陽光発電設備を設置 災害対応拠点施設や避難施設への導入を優先しつつ、<u>2040年度までに100%設置を目指す。その際、PPAモデルの活用も検討</u>
<p>○ペロブスカイト太陽電池の率先導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物壁面等への導入が可能となることから、<u>政府が保有する建築物等への導入を率先して進める。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、社会実装のフェーズに入る<u>ペロブスカイト太陽電池</u>は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物壁面等への導入が可能となることから、<u>県有施設への導入を率先して進める</u>。また、具体的な導入目標等について、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら検討していく

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

政府実行計画（下線部が追加・変更箇所）	改定案（県庁グリーン化率先行動プラン）
<p>○蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池を積極的に導入する また、<u>地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱</u>を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、<u>蓄電池を積極的に導入</u>する また、<u>地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱</u>を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する
<p>○LED照明の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする 	<ul style="list-style-type: none"> リースやPFI等の手法を活用し費用の平準化を図り、2030年度までに、既存施設を含めLED導入100%
<p>○建築物における省エネルギー対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented以上とし、2030年度までに平均でZEB Ready相当となることを目指す。また、<u>2030年度以降については、更に高い省エネルギー性能をめざす</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 2030年度までに、新築建築物の平均でZEB Ready相当 + 可能な限り再エネ設備を導入 <u>2030年度以降については更に高い省エネルギー性能をめざす</u>

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

政府実行計画（下線部が追加・変更箇所）

○再生可能エネルギー等の脱炭素電源由来の電力調達の推進

- ・2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする

なお、この目標を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する

- ・2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む

改定案（県庁グリーン化率先行動プラン）

○県有施設の省エネ化等の推進

- ・太陽光発電の導入やLED化等による省エネの徹底を図った上で、2030年度の県有施設で調達する電力の60%以上を再エネ電力で調達

- ・2040年度においては、民間部門の脱炭素電源の調達状況を考慮しつつ、調達する電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

政府実行計画（下線部が追加・変更箇所）

○電動車の導入

- ・政府の公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

現時点では代替可能な電動車が無い場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となつた場合には電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

改定案（県庁グリーン化率先行動プラン）

○公用車の省エネ化の推進

- ・2030年度までに、代替可能な環境配慮車がない場合等を除き、既存車両を含め全ての公用車を環境配慮型自動車とし、**より環境性能の高いEVやPHVの導入、充電設備の環境に努める**

現時点では代替可能な電動車が無い場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となつた場合には電動車とする

- ・また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、**公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る**

- ・災害時における非常用電源確保に向け、災害対応拠点施設（土木・農林事務所等）へのEVやV2Hの設置を促進

1. 豊かな暮らしや地域経済に資するカーボンニュートラルの推進

■取組の方向性

政府実行計画（下線部が追加・変更箇所）

- 用紙類の使用量の削減
 - ・ペーパーレス化を推進し、審議会等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化、両面印刷等を行う。

- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励
 - ・職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

改定案（県庁グリーン化率先行動プラン）

- 各庁舎における省エネ化・省資源化
 - ・職員一人ひとりが省エネ・省資源活動を徹底（ペーパーレス会議の推進、不要な照明の消灯、ごみの分別・リサイクルの徹底など）

- デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励
 - ・職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

— 石川県環境総合計画改定の骨子（案） — 循環型社会の形成

(現行計画から変更・追加を検討している内容を青字で記載)

1. 廃棄物等の排出抑制

■現 状

- 1人1日当たりのごみ排出量、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量はともに減少

R5実績 **1人1日当たりのごみ排出量 902グラム**

[987グラム (H26) ⇒ 942グラム (H30) ⇒ 902グラム (R5)] 現行計画目標 : 880グラム (R7)

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 478グラム

[532グラム (H26) ⇒ 486グラム (H30) ⇒ 478グラム (R5)] 現行計画目標 : 440グラム (R7)

- 国内では毎日、**1人当たりおにぎり約1個分（約102グラム）の食べ物が食品ロスとして廃棄**

(食品ロス量 (令和5 (2023) 年度推計)

- 本県における漂着ごみの組成調査では、(個数ベースで) **85%がプラスチック類**

石川県資源循環推進課「漂着ごみ組成調査 (石川県「海辺の漂着物調査」) (R6)

■課 題

- 県民・事業者・行政などのあらゆる主体が一体となり、3R^{※1}に加え、「再生可能な資源への切り替え(Renewable^{※2})」を推進することが必要

※1) 3R (スリーアール) とは
 リデュース (Reduce : 廃棄物等の排出抑制)
 リユース (Reuse : 循環資源の再使用)
 リサイクル (Recycle : 循環資源の再生利用)

※2) Renewable (リニューアブル) の例
 ・プラスチック製の文具を「バイオマスプラスチックや再生プラスチック」製に替えること
 ・原材料を、バージン材から再生材に切り替えること
 ・分別が容易な製品へ設計変更することなど

- 食品ロスの削減について、外食時や家庭での調理時等、様々な場面で取組むことが必要

- カトラリー等の使い捨てプラスチックの使用合理化やプラスチックの分別回収など、プラスチックの削減対策を強化することが必要

1. 廃棄物等の排出抑制

■目指すべき環境の姿

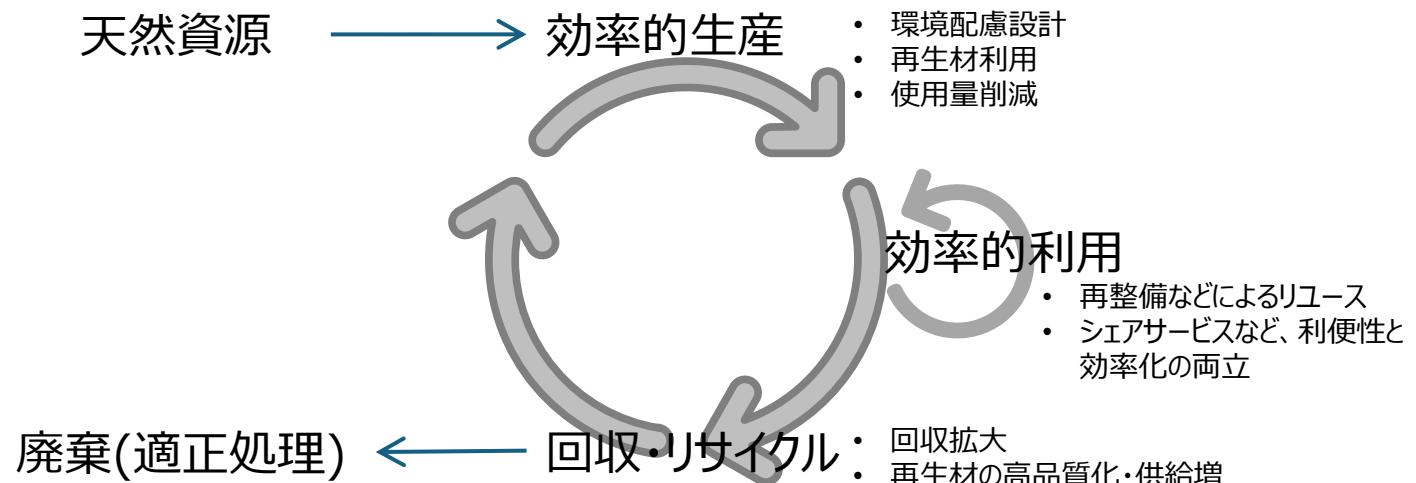
○廃棄物等の排出抑制や分別排出が徹底され、循環資源の再使用、再生利用・熱回収や廃棄物の適正な処分の確保とあいまって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が極力低減されている

線形経済（リニアエコノミー）の限界

天然資源 ⇒ 大量生産 ⇒ 大量消費 ⇒ 大量廃棄

大前提となる「生活環境の保全」や「廃棄物等の適正処理」は引き続き対応が必要な分野

循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行



資源循環への対応は、環境面のみならず、経済・社会面からも重要な社会的課題。

1. 廃棄物等の排出抑制

■取組の方向性

○県民における廃棄物等の排出抑制の推進

- ・日常生活における3R + Renewable(再生可能なものを使う)の必要性や取組方法に関する普及啓発
- ・様々なプラスチックごみ店頭回収等の多様な回収ルートの整備の推進と周知
- ・市町による製品プラスチックの分別収集の推進
- ・「いしかわ版環境ISO（家庭版・地域版・学校版）」の取組拡大
- ・人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進

○事業者における廃棄物等の排出抑制の推進

- ・事業活動における3R + Renewableの必要性や取組方法に関する普及啓発
- ・「いしかわ事業者版環境ISO」の登録の拡大



▲ 3 R推進アドバイザー派遣の様子

1. 廃棄物等の排出抑制

■取組の方向性

○食品ロス削減の推進

- ・「美味しいいしかわ食べきり協力店」登録制度による事業者の更なる取組の推進と県民の意識啓発
- ・民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブ活動への支援
- ・県民、事業者が一体となった食品ロス削減の加速



▲美味しいいしかわ食べきり協力店
登録ステッカー



▲フードドライブ実施マニュアル

○プラスチックごみの排出抑制の推進

- ・「使い捨てプラスチックの削減に関する協定」の締結を通じ、事業者自身だけでなく、県民の使い捨てプラスチックの使用抑制を推進
- ・廃プラスチックの排出抑制や減量化の取組を促進
- ・廃プラスチックの資源循環に係る処理体制の構築



▲使い捨てプラスチックの削減に関する協定啓発ポスター

2. 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

■現 状

- 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は減少

R5実績 一般廃棄物 約45千トン [54千トン(H26) ⇒45千トン(H30) ⇒45千トン(R5)]
 産業廃棄物 約94千トン [179千トン(H16) ⇒81千トン(H30) ⇒94千トン(R5)]

現行計画目標：40千トン (R7)

現行計画目標：72千トン (R7)

- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は減少（再掲）

R5実績 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 478グラム

現行計画目標：440グラム (R7)

- 石川県エコ・リサイクル製品は、48企業85製品を認定 (R7.4.1現在)

- 下水汚泥の有効利用率は増加

R5実績 85.5% (H26比+35.7ポイント)

現行計画目標：73%(R7)

■課 題

- 再使用・再生利用、熱回収により、循環資源の有効利用を一層推進する必要

- ごみ減量化の取組と合わせてリサイクルの推進に取り組む必要

- 各種リサイクル法に基づき、種類ごとに分別を徹底し、資源循環を促進する必要

■目指すべき環境の姿

- 循環資源が、再使用、再生利用・熱回収の徹底により、貴重な資源やエネルギーとして有効利用されている

2. 循環資源の再使用、再生利用・熱回収

■取組の方向性

○循環資源の有効利用の推進

- ・市町や民間等が行うリユース活動の周知
- ・各種リサイクル法の普及啓発による分別排出の徹底
- ・**製品プラスチックの分別収集**の推進
- ・容器包装廃棄物の店頭回収等の多様な回収ルートの周知
- ・下水汚泥の有効活用
- ・民間団体や市町等が行うフードバンクやフードドライブの**取組への支援**（再掲）
- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び有効利用
- ・建築資材廃棄物の排出抑制に向け、建築物・その他工作物の長寿命化の普及啓発
- ・「石川県エコ・リサイクル製品」認定制度等を通じたリサイクル産業の育成

○環境に配慮した製品等の積極的な活用

- ・「石川県エコ・リサイクル製品」をはじめとした、リサイクル製品の積極利用
- ・人・社会・環境に配慮した消費行動であるエシカル消費を推進（再掲）



▲製品プラスチックの分別収集の例

出典：金沢市ホームページ「製品プラスチックの分別収集について（令和7年4月から開始）」

古紙を再生利用した
エコトイレットペーパー
下水汚泥焼却灰を利用した
舗装材（リビルトアスコン）
廃棄される食器を原料
とした肥料（ボナース）

▲石川県エコ・リサイクル製品の一例

3. 適正な処分

■現 状

- 一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量は減少（再掲）

R5実績 一般廃棄物 約45千トン [54千トン(H26) ⇒45千トン(H30) ⇒45千トン(R5)]

現行計画目標：40千トン (R7)

産業廃棄物 約94千トン [179千トン(H16) ⇒81千トン(H30) ⇒94千トン(R5)]

現行計画目標：72千トン (R7)

- 能登半島地震等により、多量の災害廃棄物が発生

■課 題

- 人口減少等により一般廃棄物（ごみ）の排出量の減少が見込まれることから、中長期的な視点での安定的・効率的な廃棄物処理体制のあり方の検討が必要
- 排出事業者責任の徹底を図るとともに、処理業者における更なる適正処理の推進が必要
- 3Rを進めたうえで、やむを得ず最終処分する廃棄物を適正に処分するための施設が必要であり、県民の理解を得ながら、安全・安心な施設の整備が必要
- 災害時における円滑な災害廃棄物処理を行う体制整備が必要

■目指すべき環境の姿

- 廃棄物が適正に処理されるとともに、非常災害時においても適正かつ円滑・迅速に処理されることにより、生活環境が保全され、安全・安心な暮らしが確保されている

3. 適正な処分

■取組の方向性

○一般廃棄物の適正処理の推進

- ・将来的な人口、ごみ排出量を踏まえた効率的な処理体制構築への助言・調整
- ・市町等に対する技術的助言

○適正な処理に資する産業廃棄物処理施設の整備促進

- ・産業廃棄物処理施設整備に対する資金金融資制度により、施設の整備を支援
- ・「石川県廃棄物適正処理指導要綱」に基づき、施設整備に係る生活環境の保全措置を指導

○産業廃棄物の適正処理の推進

- ・排出事業者や処理業者に対する講習会の開催
- ・電子マニフェストの使用促進
- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成
- ・資源循環の促進のため処理の高度化について関係団体と検討



▲適正処理推進講習会

3. 適正な処分

■取組の方向性

○PCB廃棄物等の適正処理の推進

- ・PCB廃棄物の確実かつ適正な処理



▲海辺の漂着物調査

○海洋ごみの円滑かつ適正な処理

- ・市町等と連携した海岸漂着物等の処理の推進
- ・県民に対して、海岸漂着物の現状を周知するとともに、原因となる廃棄物の発生抑制と適正処理を普及啓発
- ・いしかわ我がまちアドプト制度※を通じた道路・河川等における清掃活動の支援
- ・国を通じて、沿岸諸国に海洋ごみの流出防止を働きかけ

○能登半島地震等を踏まえた災害廃棄物の処理体制の充実

- ・「石川県地域防災計画」や「地震被害想定」の見直しを踏まえ、県の災害廃棄物処理計画の改定
- ・市町の災害廃棄物処理計画の改定を支援

※いしかわ我がまちアドプト制度／地域の河川美化活動団体、活動を支援するサポーター、行政が連携して、良好な河川景観を創出する制度

4. 不適正処理の防止

■現 状

- 産業廃棄物の不適正処理件数は減少したものの、撲滅に至らず

R6実績 不適正処理（新規） 11件 [158件(H16) ⇒60件(H26) ⇒11件(R6)]

■課 題

- 不法投棄等の不適正処理を未然に防止するため、監視・指導等に係る体制の強化が必要
- 不法投棄等の拡大防止のためにも早期発見・早期対応が必要

■目指すべき環境の姿

- 廃棄物の不法投棄などの不適正処理による環境汚染や景観破壊が生じることなく、安全・安心な暮らしが確保されている

■取組の方向性

○不適正処理の早期発見・早期対応

- ・産業廃棄物監視機動班による監視・指導
- ・市町職員への立入検査権限の付与
- ・県警本部、海上保安部、関係市、建設業協会等の関係団体による連絡協議会を開催し連携を強化
- ・ドローンや監視カメラの積極的な活用



▲ドローン



▲不適正処理現場（ドローン撮影）

○排出事業者や産業廃棄物処理業者における適正処理等

- ・排出事業者や処理業者に対する講習会の開催

—ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）—

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

第二章 施策の推進体制

第一節 環境審議会

(設置)

第二十二条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、石川県環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十三条 審議会は、法令及びこの条例の規定により、その権限に属させられた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項並びに環境総合計画の実施状況及びその評価に関して、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十四条 審議会は、委員三十五人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

(委員及び専門委員)

第二十五条 委員及び専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門委員の任期は、二年とする。

4 委員及び専門委員は、再任されることがある。

5 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第二十六条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例（抜粋）

（会議）

第二十七条 番議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 番議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 番議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第二十八条 番議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 専門委員は、部会にのみ所属する。

4 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

5 部会長は、部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条第一項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第二項及び第三項中「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

8 番議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって番議会の決議とすることができます。

（幹事）

第二十九条 番議会に幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、番議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（雑則）

第三十条 この条例に定めるもののほか、番議会の運営に関し必要な事項は、会長が番議会に諮って定める。

—石川県環境審議会運営要領—

石川県環境審議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年石川県条例第16号。以下「条例」という。）第30条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長は、石川県環境審議会（以下「審議会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ期日、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

(委員以外の者の審議会の会議への出席)

第3条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第4条 条例第28条の規定に基づく部会は、企画計画部会、環境負荷低減部会、持続可能な社会形成部会、再生可能エネルギー推進部会、自然共生部会、環境影響評価部会及び温泉部会とする。

2 部会の所掌事務は別表に定めるところによる。

3 会長は、特に必要と認めるときは、第1項に規定する部会のうち、2以上の部会の委員及び専門委員をもって構成する合同部会を条例第28条の規定に基づく部会として臨時に設けることができる。

(諮問の付議)

第5条 会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を適当な部会（前条第1項及び第3項に規定する部会をいう。以下同じ。）に付議することができる。

(部会の決議)

第6条 部会の決議は、会長の同意を得て審議会の決議とすることができます。

2 会長は、前項の同意をしたときは、その同意に係る決議を審議会に報告するものとする。

石川県環境審議会運営要領

(専門調査委員会)

- 第7条 部会は、当該部会の決議により、その所掌事務及び付議された事項を調査するための専門調査委員会を置くことができる。
- 2 専門調査委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が、部会長の推薦を受けて指名する。この場合、部会長は、他の部会に属する委員及び専門委員をも推薦することができる。
- 3 専門調査委員会に委員長を置き、部会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 専門調査委員会の名称には、その置かれる部会の名を冠するものとする。

(準用規定)

- 第8条 第2条及び第3条の規定は、部会及び専門調査委員会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」又は「委員長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(会議録)

- 第9条 審議会及び部会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならぬ。

(庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、石川県生活環境部環境政策課において処理する。ただし、部会については、審議案件等の内容に応じ、石川県生活環境部内の所管担当課で処理するものとする。

(雑則)

- 第11条 この要領に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この要領は、平成6年9月1日から施行する。

(略)

附 則

この要領は、令和7年7月31日から施行する。

石川県環境審議会運営要領

部会名	所掌事務
企画計画部会	<p>1 環境の保全の基本的事項に関すること。</p> <p>2 環境総合計画の策定、実施状況の点検・評価、改定に関すること。</p> <p>3 前2号に掲げるもののほか、審議会の所掌事務で他の部会の所掌に属しない事項に関すること。</p>
環境負荷低減部会	<p>1 大気汚染防止及び水質汚濁防止に係る排出基準等の設定に関すること。</p> <p>2 悪臭規制地域、騒音又は振動の規制地域、地盤沈下地域及び農用地土壤汚染対策地域の指定に関すること。</p> <p>3 悪臭規制基準及び騒音又は振動の規制基準の設定に関すること。</p> <p>4 水質環境基準の水域類型へのあてはめに関すること。</p> <p>5 水質測定計画の作成に関すること。</p> <p>6 農用地土壤汚染対策計画の策定に関すること。</p> <p>7 ダイオキシン類の総量削減計画の策定に関すること。</p> <p>8 前各号に掲げるもののほか、大気汚染防止、悪臭防止、騒音又は振動の防止、水質汚濁防止、土壤汚染、地盤沈下防止、地下水の適正管理及び農用地土壤汚染防止に係る重要事項に関すること。</p>
持続可能な社会形成部会	<p>1 地球温暖化対策等の持続可能な社会の形成に係る重要事項に関すること。</p> <p>2 廃棄物処理計画の策定に関すること。</p> <p>3 廃棄物の減量化、循環的利用の推進に関する調査・審議に関すること。</p> <p>4 前各号に掲げるもののほか、持続可能な社会の形成に係る重要事項に関すること。</p>

石川県環境審議会運営要領

部会名	所掌事務
再生可能エネルギー推進部会	<p>1 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用の促進に関すること。</p> <p>2 前号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーに係る重要事項に関すること。</p>
自然共生部会	<p>1 生物多様性の保全に係る重要事項に関すること。</p> <p>2 県自然環境保全地域の指定及び保全計画の決定に関すること。</p> <p>3 県立自然公園の指定並びに公園計画及び公園事業の決定に関すること。</p> <p>4 国定公園の公園計画のうち、知事が定める公園計画及び公園事業の決定に関すること。</p> <p>5 鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定、変更等に関すること。</p> <p>6 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関すること。</p> <p>7 鳥獣保護区の設定及び特別保護地区の指定に関すること。</p> <p>8 希少野生動植物種の指定等に関すること。</p> <p>9 前各号に掲げるもののほか、自然と人との共生に係る重要事項に関すること。</p>

石川県環境審議会運営要領

部会名	所掌事務
環境影響評価部会	<p>1 環境影響評価技術指針の制定又は改定に関すること。</p> <p>2 環境影響評価に係る知事の意見に関すること。</p> <p>3 環境影響評価に関する技術的事項の調査・審議に関すること。</p> <p>4 廃棄物処理施設整備に係る生活環境の保全上の意見聴取に関すること。</p> <p>5 石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく知事の指導又は助言に関すること。</p> <p>6 前各号に掲げるもののほか、環境影響評価及び廃棄物処理施設整備に係る重要事項に関すること。</p>
温泉部会	<p>1 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可・不許可の処分に関すること。</p> <p>2 温泉の掘削、増掘及び動力の装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関すること。</p> <p>3 温泉採取の制限の処分に関すること。</p> <p>4 前3号に掲げるもののほか、温泉行政に係る重要事項に関すること。</p>

—県民意識調査・事業者向けアンケート—

(参考) 県民意識調査の概要 (R7アンケート)

参考3

① 地球温暖化への危機感

	割合
非常に危機感を持っている	56%
少し危機感を持っている	34%
あまり危機感はない	3%

・県民の約9割が地球温暖化に危機感を持っている

② 温室効果ガス削減目標の認知状況

	割合
2050年実質ゼロ、2030年度46%削減目標ともに知っている	12%
2050年実質ゼロは知っているが、2030年度46%削減目標は知らない	24%
2050年実質ゼロは知らないが、2030年度46%削減目標は知っている	7%
いずれも知らない	56%

・県民の半数超が国の目標を知らない

③ 気候変動適応の認知状況

	割合
言葉の意味を知っている	15%
意味は知らないが、言葉は聞いたことがある	43%
聞いたこともない	41%

・約4割が気候変動適応を聞いたことがないと回答

【その他】

太陽光設備導入済	10%
導入していない理由 (複数回答可)	
・費用が高額	62%
・石川県の気候が不向き	30%
・メリットが分からず	20%

HV,EV等購入済	23%
導入していない理由 (複数回答可)	
・車体価格がガソリン車並みに安くない	51%
・走行距離が不十分	25%
・充電、水素供給インフラが不十分	25%

<改定の方向性>

更なる理解促進に向け、脱炭素の意義や経済面、防災面のメリット等の情報発信を強化

(参考) 事業者向けアンケート結果

参考3

① 脱炭素に関心のある企業の割合

大企業	中小企業
88%	76%

② 脱炭素の目的

	全企業
電気、燃料等の削減	95%
その他(レジリエンス強化等)	5%

③ 脱炭素の取組状況

	大企業	中小企業
CO2削減計画の策定	76%	40%
排出量の情報開示の実施	88%	27%
省エネ診断の実施	36%	25%
再生エネルギーへの切替	44%	15%
生産設備の運用効率化	84%	38%
取引先からの削減要請	36%	14%

- ・ 企業規模を問わず、脱炭素化の関心は高い
- ・ 脱炭素の動機は「コスト削減」

- ・ 中小企業は、大企業に比べあらゆる面で取組が遅れている
- ・ 取引先からの要請はまだ少ないが、状況変化により今後増加の見込み

(参考) 事業者向けアンケート結果

参考3

① 省エネ設備の導入状況

導入済み 導入予定	導入なし	
	関心あり	関心なし
34%	45%	22%

導入なしの理由（複数回答可）

必要な情報やノウハウが不足	52%
費用負担が大きい	50%

② 建築物のZEB化の状況

実施済み 実施予定	実施なし	
	関心あり	関心なし
3%	49%	48%

実施なしの理由（複数回答可）

必要な情報、ノウハウが不足	58%
費用負担が大きい	44%
メリットが分からぬ	20%

③ 行政に期待する取組トップ5（複数回答可）

1 省エネ設備の導入支援	68%
2 再エネ設備の導入支援	48%
3 建物のZEB化に対する支援	19%
4 電動車の導入に対する支援	18%
5 再エネ施行事業者とのマッチング	15%

＜改定の方向性＞

脱炭素を巡る事業環境の変化に適応するため、中小企業の理解促進や具体的な取組を後押し